

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

1 条例改正の趣旨と改正する条例

＜条例改正の趣旨＞

国においては、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、待機児童解消を確実なものとするため、**平成29年度末までの保育所等の整備量を40万人から50万人に拡大すること**と併せて、**保育士の人材確保や多様な担い手の確保についても、これまでの対策に加え、より一層の即効的な対応が必要**であると示した。

そこで、保育の担い手確保等を目的とした、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、職員配置基準については、平成28年2月18日公布、同年4月1日から施行、設備基準については、平成28年2月19日公布、同年6月1日から施行されることに伴い、本市の定める条例についても一部改正を行うこととします。

＜改正する条例＞

- ①「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
(平成24年12月14日条例第56号)
- ②「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」
(平成26年9月5日条例第35号)

2 基準省令と本市条例の関係及び本市における条例改正の考え方

＜基準省令と本市条例の関係＞

今回の条例の改正は、国の基準省令の一部改正をもとに行うものですが、その内容によって次のような条件が付されています。

区分	従うべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容

＜本市における条例改正の考え方＞

待機児童の解消は、本市においても大変重要な課題であり、今後も保育所等の整備を進めていくためには、保育士の人材確保はもとより、多様な保育の担い手の確保等も必要であるため、保育の質は落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化する**省令改正の考え方を踏まえ改正**することとします。

3 条例改正のスケジュール

- 平成28年3月16日(水)～4月14日(木) パブリックコメントの実施
- 平成28年4月下旬(予定) パブリックコメントの結果公表
- 平成28年5月下旬 平成28年第2回川崎市議会定例会議案提出(予定)
- 平成28年6月 条例公布及び施行(予定)

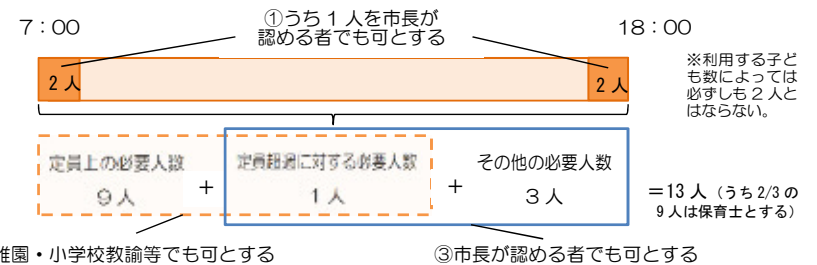
4 条例改正の主な内容

(1) 保育所及び小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例【従うべき基準】

＜省令の改正内容＞

- ① 朝夕の時間帯等で年齢別配置基準による必要な保育士が1人となる時に合計2人の保育士を配置する場合に、**当分の間(保育の受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的対応)、当該保育士に加えて置かなければならない者の要件を市長が認める者(保育施設等における従事期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修を修了した者等)に弾力化するものとします。**
 - ② 年齢別配置基準による保育士の数の算定について、**当分の間、幼稚園教諭並びに小学校教諭及び養護教諭を保育士とみなす**ことができるようにします。
 - ③ 開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所等に係る利用定員の総数に依りて置かなければならない保育士の数を超える時、**当分の間、当該超過して必要となる者(休けい保育士や保育標準時間対応、主任保育士専任化のための保育士等)の要件を市長が認める者に弾力化するものとします。**
- ※ ただし、②と③を適用する時は、**保育士を年齢別配置基準による保育士の数の3分の2以上、置かなければならないものとします。**

(配置イメージ/利用定員90人、利用実員105人の保育所の場合)



＜本市の対応案＞

①～③のいずれの改正内容についても、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化したものであり、多様な保育の担い手確保の観点からは必要と考えられるため、**省令のとおり改正**するものとします。ただし、3歳未満児を対象とする**小規模保育事業所A型**にあっては、**②の特例については、養護教諭のみをみなせる**ものとします。

(2) 建築基準法施行令の一部改正に伴う設備の基準の改正【参酌すべき基準】

＜省令の改正内容＞

建築基準法施行令が一部改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されたため、同省令を引用する両条例の規定の一部について所要の改正を行うもの。

＜本市の対応案＞

参酌すべき基準であるが、法令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、**省令のとおり改正**するものとします。